

平成 30 年（2018 年）3 月 23 日

各放課後等デイサービス事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

放課後等デイサービスにおける事業所申立による指標該当の認定について

平素より、札幌市の障がい福祉行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 30 年度の報酬改定により、放課後等デイサービスにおける本年 4 月以降の基本報酬は、当該放課後等デイサービス事業所の利用者における、一定の基準（以下「指標」という。）に該当する障がい児（以下「指標該当児」という。）及び指標に準ずる状態にある障がい児（以下「準指標該当児」という。）の割合に基づき、決まることとなりました。

本市では、本改定に伴い、本市が定める対象者要件を満たす障がい児について、準指標該当児として認定し、通所支援受給者証に「区分 1」と記載したところであり、各利用者に対する指標該当有無の判定は、今後の支給決定時に随時行い、指標に該当する場合は、同様に通所支援受給者証に「区分 1」と記載することといたします。

また、準指標該当児として認めていない障がい児について、下記のとおり、例外的に期間を定めて、事業所申立による指標該当の認定を行うことといたしますので、通知いたします。必要に応じて申立を行っていただきますようお願いいたします。

記

1 事業所申立による指標該当の認定

(1) 取扱い

平成 30 年 5 月 15 日（火）までに、利用中の放課後等デイサービス事業所（以下「利用事業所」という。）から指標該当申立書（別添 1）により申立があり、指標

に該当すると認める場合は、指標該当申立書を受理した月の初日から指標該当児として認定する。

(2) 指標該当の要件

以下のいずれかに該当すること。

ア 指標該当申立書における日常生活動作項目のうち3項目以上が全介助

イ 指標該当申立書における行動障がい項目の合計点数が13点以上

(3) 事務の流れ

【利用事業所】

ア 通所支援受給者証に「区分1」の記載がないが、指標に該当すると思われる障がい児について、指標該当児の認定を希望する場合、指標該当申立書を作成し、指標の該当有無を確認する。

イ 確認した結果、指標に該当する場合、保護者に指標該当申立書の記載内容及び申立に関する説明などを行い、記載内容及び申立に関する同意を得る。

ウ 区保健福祉部に指標該当申立書を提出する。

【区保健福祉部】

エ 利用事業所から提出を受けた指標該当申立書を確認し、指標に該当すると認める場合は、指標該当申立書を受理した月の初日から指標該当児と認定し、通所支援受給者証に「区分1」と記載する。

2 留意事項

(1) 申立は任意であり、利用事業所が申立を希望しない場合は、申立不要です。

(2) 指標該当申立書の作成にあたり、1-(2)アに該当する場合はイに係る記載を、イに該当する場合はアに係る記載を省略することができます。

(3) 指標該当申立書の提出により、指標該当の認定が確定するものではありません。

(4) 指標該当申立書の記載内容の確認のため、区保健福祉部から連絡がある場合がありますので、ご対応をお願いいたします。

(5) 行動障がい項目の判断は、障害支援区分認定調査員マニュアルに基づいて行う必要があります(別添2、別添3及び別添4を参照)。また、各項目の判断にあつては、当該障がい児の障がい特性等に起因する日常生活動作への介助の状況及び行動障がいへの支援の状況を評価することとし、障がいの有無によらず、当該障がい児の年

齢において通常必要とされる介助（※）及び支援の状況は評価しないようお願いいたします。※乳児に対して行う入浴の介助など

- (6) 申立に係る保護者への説明の際には、必要に応じて、本市が作成した保護者あて説明文（別添5）をご活用ください。
- (7) 申立により、事業所における指標該当児が増加した結果、年度当初に提出した報酬算定等に係る体制等届出書（以下「体制届」という。）の報酬区分と異なる状況となった場合は、体制届の再提出が必要となります。
- (8) 体制届の再提出が、平成30年4月中に行われた場合は、平成30年4月から報酬区分の変更が可能です。また、平成30年5月以降については、15日以前に再提出する場合は翌月から、16日以降に再提出する場合は翌々月から報酬区分の変更が可能です。

3 添付資料

- (1) 指標該当申立書 別添1
- (2) 障害支援区分認定調査マニュアル 別添2
- (3) 障害支援区分認定調査マニュアル（抜粋） 別添3
- (4) 障害支援区分に関するQ&A 別添4
- (5) 保護者あて説明文 別添5
- (6) 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）（抜粋） 別添6
- (7) 厚生労働大臣が定める施設基準（平成24年厚生労働省告示第269号）（抜粋） 別添7

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
【指標該当の認定に関する問い合わせ先】
札幌市障がい福祉課給付管理係 担当：石橋
TEL：011-211-2938 Fax：011-218-5181
E-mail：sapporo_jiritsushien@city.sapporo.jp
【体制届の提出・記載に関する問い合わせ先】
札幌市障がい福祉課事業者指定担当係
E-mail：jigyousyasitei@city.sapporo.jp